

## 緊急事態宣言への対応について

当社におきましては、2020年2月19日に対策本部を設置し、従業員の健康管理の徹底（マスク着用、うがい・手洗いの励行、健康状況の確認）、不要不急の会議・研修・出張・訪問等の自粛、従業員もしくはその家族が、罹患あるいはその疑いがある場合の休務取扱などの取り組みを行ってまいりました。

東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県では、正月三が日も感染者数が減少せず、極めて高い水準になっていることから、政府から2021年1月7日付で1都3県を対象に緊急事態宣言を発令する方針が示されました。

当社はこれを受け、1都3県知事の要請・指示に全面的に協力する方針のもと、今後1か月程度、不要不急の外出自粛を強化することといたします。皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の感染拡大防止策

- (1) 在宅勤務可能な従業員については、原則として在宅勤務とします。
- (2) 出社する場合、残業は極力避けるものとします。
- (3) 会社機能の維持のため、全国の事業所で執務を行う従業員は、感染予防策（密閉・密集・密接を避ける、サーモカメラによる体温チェック、マスク着用、手洗い励行、アルコール消毒、高度清浄加湿装置の使用等）を講じ、充分安全に配慮して勤務しております。
- (4) 他事業所での勤務が可能な者は、サテライトオフィスを活用いたします。
- (5) 交通機関の混雑を避けるため、時差出勤をより有効に活用いたします。
- (6) 都道府県をまたいだ移動は、関係自治体の基準を考慮のうえ判断いたします。
- (7) 国内出張は状況に応じて可否を決定いたします。また、海外出張は当面自粛といたします。
- (8) 対面での面談は自粛し、会食を伴う面談は禁止とします。
- (9) 不要不急の会議は自粛し、Web会議等を活用いたします。但し、重要で急を要す会議については、短時間・少人数に限り、感染防止対策を取った上で実施いたします。
- (10) 全事業所において、来訪者に対する健康質問票での健康チェックを行います。
- (11) 家族以外の会食や3密が発生する恐れがあるイベント等に参加いたしません。  
ご不便をお掛けいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- (12) 感染拡大防止策（3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）を徹底し、定期的な換気を心掛け、毎朝の体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は、無理をせず自宅で療養いたします。

引き続き、関係者の皆様および当社グループ従業員・ご家族の安全確保を徹底し、政府の方針に基づき感染拡大防止に努めてまいります。

以上